

再 生 計 画 案

平成____年____月____日

再 生 債 務 者 _____

再生債務者代理人 _____ 印

第 1 再生債権に対する権利の変更(民事再生法 229 条 3 項各号に掲げる請求権を除く)

再生債務者は、各再生債権者からそれぞれが有する再生債権について、

1 再生債権の元本及び再生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金につ

いての合計額の(例)80パーセントに相当する額

2 再生手続開始決定の日以降の利息・損害金については全額
について免除を受ける。

第 2 再生債権に対する弁済方法

再生債務者は、各再生債権者に対し、第 1 の権利の変更後の再生債権につ
いて、次のとおり分割弁済をする。

(分割弁済の方法)

再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月から

3 年間は、毎月末日限り、(例)2.78パーセントの割合による
金 員(毎月の支払分・合計36回・1円未満の端数を切り上げた額と
し、最 終回の返済額で端数調整を行う。)

ただし、権利変更後の再生債権額が(例)3万円以下の少額債権について

は、再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月末日に全額を支払う。

_____年_____か月間は、毎年_____月及び_____月の_____日限り、_____パーセントの割合による金員（ボーナス時の支払分・合計_____回）

第3 共益債権及び一般優先債権の弁済方法

共益債権及び一般優先債権は、

随時支払う。

平成_____年_____月_____日までに一括して支払う。

下記のとおり支払う。

支払方法（具体的に）

以 上